

豊島区「禁煙外来治療費助成事業」対象者

次のすべての要件を満たす方

- (1) 登録申請及び助成金交付申請の時点まで継続して本区に住所を有する者であること
- (2) 禁煙外来治療開始前に登録申請を行ない、決定通知を受領していること
- (3) 禁煙外来の受診に係る保険給付を受ける要件を満たしていること
- (4) 区長が指定する医療機関のいずれかにおいて禁煙外来治療を受け、
医師の指示を遵守し、定められた治療過程を終了していること
- (5) 禁煙外来治療において自己負担額を支払っていること
- (6) 禁煙外来治療終了後も将来にわたって禁煙継続の意思を表明していること
- (7) 本事業において助成金の交付を受けたことがないこと、
また他の法令等に基づく同種の助成制度の対象となっていないこと
- (8) 助成金交付後に本区が実施する事後アンケート調査及び広報活動等への協力に
同意していること